

報告第 7 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の 算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく日出町水道事業会計及び日出町下水道事業会計の資金不足比率について、日出町監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 1 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

令和元年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
日出町水道事業会計	—	1 各特別会計とも資金不足比率はない。
日出町下水道事業会計	—	2 同法に基づく経営健全化基準は、特別会計毎に20.0％。